

令和4年度

入園のしおり



小山町役場 こども育成課

〒410-1395 駿東郡小山町藤曲 57 番地の 2

電話 0550-76-6126 FAX 0550-76-2795

目次

1	こども園とは	2
2	こども園に入園できる児童とは	2
3	認定申請について	3
	教育・保育給付認定の種類	3
	令和4年度の年齢別クラス	4
	保育区分	4
4	入園申込（利用申請）手続きの流れ	4
	1. 4月入園を希望する場合	4
	2. 5月以降の入園を希望する場合	6
	3. 町外の施設の利用を希望する場合	6
	4. 町外にお住まいの方が小山町のこども園の利用を希望する場合	6
5	必要な書類	7
6	入園後の留意事項	8
7	入園の解除について	8
8	退園について	9
9	保育料について	9
10	子どもの1日の活動内容（公立）	11
11	こども園の一覧	12
12	特別な保育の利用について	15
13	一時的保育の利用について	16
14	病児・病後児保育について	16
15	地域子育て支援	17
16	ファミリー・サポート・センター	18
17	幼児教育・保育無償化	19

1 こども園とは

こども園とは、「3歳以上の子ども」と「3歳未満の保育を必要とする子ども」が入園します。集団生活の経験年数や在園時間などの異なる環境を持つ子ども達が一緒に生活する中で、子どもの健全な心身の発達を図ります。

2 こども園に入園できる児童とは

1号認定（教育標準時間）へ入園できるのは、小山町に住民登録があり、年齢基準（3歳以上）を満たしている幼児です。従来の幼稚園にあたります。

定員を超過する申し込みがあった場合、1号認定児の優先順位は、以下のとおりです。

- ①施設のある小学校区に居住（転入確約書を提出の場合を含む）
- ②兄弟姉妹が在園している
- ③兄姉が卒園している
- ④児童福祉の観点から調整が必要な場合
 - ・虐待や暴力
 - ・ひとり親世帯（同居家族がいる場合は除く）
- ⑤祖父母の居住する地域に施設がある
- ⑥前年度該当の園に入所できなかった

※①～⑥で入所の可否が決定できない場合は抽選にて決定します。

2・3号認定（保育標準時間／保育短時間）へ入園できるのは、0歳（生後3ヵ月以上）から小学校に就学するまでの乳幼児で、同世帯の65歳未満の方全員が次の要件のいずれかに該当する場合に申し込みができます。従来の保育園にあたります。

2・3号認定要件	保護者の状況	利用できる期間
①就労	月 64時間以上 働いていること（自営業、内職、農業を含む） 【例】1日4時間、週4日、月4週勤務	最長 就学前まで
②妊娠、出産	妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。	産前産後 各8週間
③疾病、傷害	疾病、負傷、若しくは精神又は身体に障害を有していること。 (例)1ヵ月以上の入院や長期安静を要すること。 身体障害者手帳4級以上を取得していること。	療養を必要としなくなるまで
④介護、看護等	同居又は別居の親族等を常時介護又は看護していること。 (例)1ヵ月以上の入院付き添いをする事。 心身障害者の介護、通所、通院に付き添うこと。 半年以上療養中の家族等を介護すること。	介護を必要としなくなるまで
⑤災害復旧	震災・風水害・火災その他の災害復旧に当たっていること。	必要な期間
⑥就学	大学や専門学校に在学又は職業訓練等に從事していること。 ※通信教育は対象外	通学期間中
⑦育児休業中	<u>既にこども園等（2・3号認定）を利用しているお子様</u> がいて、継続利用が必要であること。	生まれたお子様が1歳になる月の末日まで
⑧求職活動	求職活動（起業準備を含む。）を継続的に行っていること。	最長2ヵ月
⑨その他	保育が必要であると認められた場合。	個別の事由による

ひとり親の申込み

以下のいずれかに該当する場合はひとり親として申込みすることができます。

- (1) 配偶者と離婚または死別した場合
- (2) 未婚の場合
- (3) 申込み時において、離婚を前提に配偶者と別居し、かつ家庭裁判所に離婚調停を申立てしている場合（離婚調停の申立書コピーを提出してください）。

※次の場合はひとり親として扱うことができません。

- ① 親族等の健康保健等の扶養に入っている場合
- ② 配偶者が単身赴任等で長期不在の場合

求職中での申込み

求職中の理由で認定された場合は、最長2カ月の期限付きで2・3号認定（保育短時間）の入園が可能となります。職場採用後2週間以内に「就労証明書」を提出することにより、継続して入園することができますが、期間満了月の15日までに就労証明書の提出ができない場合は、月末で退園となります。

育児休業中の申込み

育児休業中は、御家庭で保育ができるため、原則、2号・3号の利用申請ができません。ただし、次の場合は利用が可能です。

- * 既に上のお子様が入所している場合（産前産後のみの入園は除く）で、その後に出産して育児休業を取得する場合⇒生まれたお子様が1歳になる月の末日まで継続利用が可能（保育短時間）。なお、育児休業取得者と認められるのは、「育児休業に関する法律」に基づく休業取得者のみです。確認のため、就労証明書（育児休業期間が明記されたもの）を提出してください。

育児休業明けの利用可能日は、育児休業の終了する日の属する月の前月1日以降です。

（例えば4月1日利用開始の方は、5月末までの間に育児休業を終了し、6月1日までに復職していないと利用できなくなります。復職後、2週間以内に「就労証明書」を御提出いただきます。）

3 認定申請について

こども園等を利用するための申請は教育・保育給付認定を受ける必要があります。（認定が受けられない場合は、利用できません。）教育・保育給付認定の申請に基づき、年度途中で入園される方は原則30日以内に小山町から支給認定証が交付されます。（支給認定証は、大切に保存してください。）

教育・保育給付認定の種類

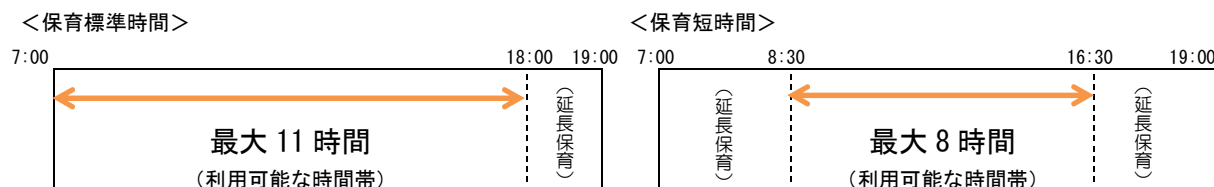
教育・保育給付認定の区分	実施年齢	保育の必要性	利用できる施設
1号認定 ＜教育標準時間＞	満3歳以上	なし	幼稚園、認定こども園
2号認定 ＜保育標準時間／保育短時間＞	満3歳以上	あり	保育園、認定こども園
3号認定 ＜保育標準時間／保育短時間＞	満3歳未満	あり	保育園、認定こども園、 小規模保育など

令和4年度の年齢別クラス

クラス(実施年齢)	生年月日
0歳児	令和3年4月2日生まれ～
1歳児	令和2年4月2日生まれ～令和3年4月1日生まれ
2歳児	平成31年4月2日生まれ～令和2年4月1日生まれ
3歳児	平成30年4月2日生まれ～平成31年4月1日生まれ
4歳児	平成29年4月2日生まれ～平成30年4月1日生まれ
5歳児	平成28年4月2日生まれ～平成29年4月1日生まれ

保育時間区分

2号及び3号認定は、保育の必要量に応じて「保育標準時間」、「保育短時間」に分類されます。



※ 保育短時間の時間帯は変わる場合があります。

御提出いただいた就労証明書に基づき「保育標準時間」「保育短時間」の区分を決定させていただきます。

保育標準時間	就労：月 120 時間以上、産前産後等
保育短時間	就労：月 64 時間以上月 120 時間未満、育児休業・求職中等

※看護等その他要件については就労時間相当の区分で決定いたします。

4 入園申込（利用申請）手続きの流れ

1. 令和4年4月に新規入園を希望する場合・公立園→私立園へ転園を希望する場合

令和3年度に通園中で、令和4年4月以降も引き続き同じ園を希望する場合または公立園→公立園への転園希望は、面接は行いません。（園より継続者用に申請書を配布します。指定日までに園に御提出をお願いします。）

※申込締め切り後の4月入園を希望する場合は、転入者に限り受付します。こども育成課へ御連絡ください。（第二次選考後、定員に空きがある場合のみ受入れとなります。）

新規入園受け入れ予定数（令和3年8月時点） ※保育教諭の配置等により変更の可能性があります。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
するがおやまこども園	3人	3人	0人	8人	7人	3人
すがぬまこども園	9人	9人	16人	29人	26人	25人
きたごうこども園	6人	6人	1人	12人	0人	3人
すばしりこども園	6人	6人	3人	24人	0人	8人
菜の花こども園	12人	7人	1人	4人	3人	0人
みらいこども園	6人	8人	0人	6人	1人	13人

4 月入所申請スケジュール

①認定申請書及び利用申込書等必要書類の配布				
令和3年8月24日(火)～		◆各園で受け取り（こども育成課窓口・小山町HPよりダウンロードも可能です。） ◆しおりを御確認の上、申請書の記入や必要書類を準備してください。※就労証明書のみ、③面接時に提出をお願いします。		
②認定申請書及び利用申込書等必要書類の提出				
受付場所：第1希望の園 持ち物：申請書類一式 面接予約：申請書提出時にお渡しする整理券でお知らせします。				
公立	するがおやまこども園 第2園舎 9月8日(水)9：30～14：00	すがぬまこども園 9月14日(火)9：30～14：00	きたごうこども園 9月7日(火)9：30～14：00	すばしりこども園 第2園舎 9月10日(金)9：30～14：00
私立	菜の花こども園 9月13日(月)9：30～14：00	みらいこども園 9月9日(木)9：30～14：00	町外の園を希望する方は、申請を希望する市町に必要書類や期日等を御確認の上、各市町の締切10日前までに申請書一式を小山町こども育成課に御提出ください。	
③面接				
公立	令和3年10月8日(金) 10：00～18：00	実施場所：総合文化会館 菜の花ホール 面接時間：申請書提出時にお渡しする整理券でお知らせします。 ※指定時間10分前に整理券持参の上、面接会場へお越しください。		
私立	令和3年10月7日(木) 10：00～17：00	菜の花こども園	実施場所：第1希望の私立園 面接時間：申請書提出時にお渡しする整理券でお知らせします。 ※指定時間10分前に整理券持参の上、面接会場へお越しください。	
	令和3年10月6日(水) 10：00～17：00	みらいこども園		
※ 混雑を避けるため、整理券に記載の時間10分前にお越しください。当日、急遽該当の時間に来られない場合はこども育成課に御連絡ください。 ※ 必要に応じ2次面接・3次面接を行います。該当者へは個別に御連絡いたします。				
④プレこども園 集団保育体験(対象:3歳児クラス以上の入園予定者)				
令和3年10月14日(木) 10：00～11：00		令和3年10月19日(火) 10：00～11：00	令和3年10月12日(火) 10：00～11：00	持ち物：上履き
【成美・明倫・足柄地区に居住】 実施場所：するがおやまこども園第2園舎		【北郷地区に居住】 実施場所：きたごうこども園	【須走地区に居住】 実施場所：すばしりこども園第2園舎	
※ 当日はお子様の集団での様子を確認します。保護者の方は、別室で待機していただきます。 ※ 当日体調不良の場合は、別日に参加してください。（事前にこども育成課76-6126へ御連絡ください。）				
⑤認定証及び利用決定(利用不可決定)通知書の送付 ※電話による問い合わせには応じられません。				
令和4年1月	こども園を希望する保育利用事由が求職活動以外の方は、 第一次選考 後に、認定証及び保育所利用決定（利用不可決定）の通知書を送付します。			
令和4年2月	こども園を希望する保育利用事由が 求職活動 の方は 第二次選考 後に、認定証及び保育所利用決定（利用不可決定）の通知書を送付します。			
⑥就園時健診（入園が決定した園で受診してください。）※公立園のみ実施です。				
公立	するがおやまこども園 第2園舎 1月18日(火)13：30～14：30	すがぬまこども園 1月21日(金)13：30～14：30	きたごうこども園 1月13日(木)13：30～14：30	すばしりこども園 第2園舎 1月25日(火)13：30～14：30
⑦入園説明会の開催				
公立	するがおやまこども園 第2園舎 2月24日(木)9：30～11：00	すがぬまこども園 2月15日(火)9：30～11：00	きたごうこども園 2月24日(木)9：30～11：00	すばしりこども園 第2園舎 2月25日(金)9：30～11：00
私立	菜の花こども園 2月2日(水)14：00～15：00	みらいこども園 2月9日(水)15：00～16：00		
⑧令和4年度入園式				
令和4年4月		各こども園にて入園式を行います。日時等詳細は、別途通知します。また、中旬に園を通じて、利用者負担額を通知します。		
★ 令和4年度中に育児休暇明け復帰予定等で、中途入園が見込まれる方は、育休明け整理票を御提出ください。 ★ 利用については、定員超過等により希望する園を利用できないことや、利用をお待ちいただくことがありますので、あらかじめ御承知ください。 ★ 選考は、申込書に御記入いただいた園のみで行います。 記入のない園での選考は行いません ので、第1希望以降も記入されることをおすすめします。 ★ 小山町に住居登録がない方は、こども園(1号)に入園することができません。転入予定の方でこども園(1号)の利用を希望される方は、こども育成課へお問い合わせください。こども園(2号・3号)は居住地の市役所等から小山町に利用申請をする必要があります。 ★ 在園児の兄弟姉妹であっても、必ずしも優先的に利用できるわけではありません。 ★ 新型コロナウイルス感染症の影響により、上記日程等を変更する場合があります。 ★ すがぬまこども園は令和4年度より新園舎へ移転となります。				

※新型コロナウイルス感染症の影響により、日程を変更する場合があります。

2. 令和4年5月以降の入園を希望する場合

申込みの際は、各園・役場本庁2階こども育成課窓口まで御来庁ください。

【申込受付期間】

- * 入園希望月の前月1～15日に提出。15日が休日の場合は前の平日を締め切りとします。
- * 入園日は原則、各月1日となります。
- * 町外の施設の利用を御希望する場合は、前月6日（土日祝日の場合はその前日）までに申請書類を揃えて、お申し込みください。
- * 希望する利用開始月の申込締切日以降は、その次の月からの利用申請となります。

3. 町外の施設の利用を希望する場合

小山町に住所のある方は、原則、小山町内の園を利用することになりますが、通勤の関係や転出を予定している等の事情により小山町外の園を希望する場合は、こども育成課へ相談してください。

申請を希望する市町村により、提出時期が異なります（希望する市町村の締め切り5日前までに提出）。申請書類は、小山町の申請書類を使用します。また、申込先により、別途提出の必要な書類がある場合があります。御自身で必要書類を希望する市町へ確認を取り、御準備ください。

4. 町外にお住まいの方が、小山町内のこども園の利用を希望する場合

2号・3号認定希望の方は、現在お住まいの市区町村を通してお申込みください。

小山町に令和3年11月5日（金）までに必着で御提出ください。

1号認定希望の方で、9月の各園申請書提出日に申請書一式及び転入確約書を御提出の方は、10月の集団面談に参加していただくことは可能です。（転入確約書を御提出の場合は、第一次選考にて審査をおこないます。未提出の場合は第二次選考となります。）

※すがぬまこども園

令和4年度からの入園児の受け入れは新園舎となります。

旧園舎とは場所が異なりますので御注意ください。

5 必要な書類

①小山町教育・保育給付認定申請書 兼 保育所等利用申込書

②申込確認票

③家庭状況申立書

④入園児の家庭における生活状況調査 0・1・2歳児又は3・4・5歳児

⑤保育を必要とする状況がわかる書類 ※父母及び65歳未満の同居者 ※2号・3号認定希望者のみ

必要書類 入園要件・世帯状況	就労証明書	実績表等	医師の診断書	手帳のコピー	在学証明書	就労予定申立書	母子手帳コピー	備考
外勤(内定含む)	○							勤務先で証明を受けてください。
内職	○	○						直近の実績表または納品書のコピーを提出してください。
自営業	○							就労証明書に自営していることがわかるもののコピーを添付してください。
農業	○	○						民生委員の証明を受けてください。
妊娠・出産							○	母の氏名・出産予定日が記載されたページのコピーを提出してください。
疾病・障がい			○	○				診断書原本または手帳のコピーを提出してください。 ※診断書には保育が出来ない旨を明記してください。
看(介)護			○	○				診断書原本または手帳のコピーを提出してください。 ※診断書には保育が出来ない旨を明記してください。
災害復旧	○							就労証明書備考欄に災害復旧にあたっている状況を記載。 罹災証明書を添付してください。
求職中						○		就労予定申立書を提出してください。ハローワークカードのコピーを添付してください。
就学					○			就学予定の方は合格通知、就学中の方は在学証明書を提出してください。また、時間割等も提出してください。 通信教育は該当しません。
育児休業中	○							勤務先で育児休業の証明を受けてください。 復帰後2週間以内に就労証明書を提出してください。

⑥税額の分かる書類(令和3・4年1月1日時点で町外に住民票をおいていた方のみ)

申請書に個人番号と該当年度1月1日時点の住所地を御記入いただくと**提出は不要**です。

4月分～8月分保育料の決定に必要な書類は令和3年度

9月分～3月分保育料の決定に必要な書類は令和4年度

1)『市町村民税課税(非課税)証明書』

2)『市町村民税特別徴収税額通知書』のコピー

3)『市町村民税納税通知書』(氏名及び市町村民税所得割・均等割額の記載されているページ)のコピー

(注) 1. いずれも保護者(父母)それぞれの書類が必要です。

2. 保護者の収入合計が生活保護基準以下の世帯は、同居の祖父母も含めて主たる生計者として保育料を決定します。そのため、同居の祖父母の書類も必要となる場合があります。

3. 生活保護を受給されている方は『生活保護受給証明書』のコピーを提出してください。

⑦転入確約書（令和４年３月３１日までの転入予定者のみ）

※建物売買契約書・建築工事請負契約書・賃貸借契約書のコピーを添付してください。

※転入後の住所にすでに居住者がいる場合は、同居同意書を転入予定住所の世帯主から同意を受けてください。

⑧保育士優先申立書（保育士として勤務している方のみ）

※保育士証のコピーを添付してください。

⑨離婚調停の申立書コピー

（申込時において、離婚を前提に配偶者と別居し、かつ家庭裁判所に離婚調停を申立てしている場合）

※次の場合はひとり親として扱うことができません。

- ① 親族等の健康保険等の扶養に入っている場合
- ② 配偶者が単身赴任等で長期不在の場合

6 入園後の留意事項

当初の申込書記載内容に変更が生じた場合は、速やかに入園中の園へ申し出てください。

- ① 住所・氏名・電話番号が変わった場合
- ② 世帯の状況が変わった場合
- ③ 婚姻・離婚した場合
- ④ 勤務先が決定・変更した場合
- ⑤ 仕事を辞めた、又は求職中になった場合
- ⑥ 出産される（された）場合
- ⑦ 産前・産後休暇後に、職場に復帰した場合
- ⑧ 育児（病気）休業後に、職場に復帰した場合
- ⑨ 家庭状況が変わり、入所（園）の対象に該当しなくなった場合
例：仕事を辞め、就職予定がない場合
- ⑩ 世帯状況等が変更になり、日中家庭で保育できるようになった場合
- ⑪ 町外に引越しする場合
- ⑫ 育児休業の場合

7 入園の解除について

次に該当する場合は、入園を解除します。

- ① 町外へ転出された場合
- ② 無断で長期にわたり通園しない場合
- ③ 提出書類に偽りが発覚した場合

※就労状況に変更等がないか、定期的に事業所等へ確認させていただく場合があります。

- ④ 保育料の滞納がある場合



8 退園について

退園するときは、退園する日の1週間前までに、在園している園に「退園届」を提出してください。
また、月途中退園の場合でも原則として保育料の日割り請求等はいりません。

退園届を提出されないと、引き続き保育料を納めていただくことになりますので、御注意ください。
「退園届」は各園にあります。

9 保育料について

令和元年10月1日から幼児教育・保育無償化により3～5歳児クラスの保育料と0～2歳児クラスの住民税非課税世帯は保育料が無償となりました。0～2歳児クラスの住民税非課税世帯以外の方が保育料支払いの対象となります。

(1) 決定方法等

- ① 保育料は、世帯にかかる市町村民税所得割額、お子さんの認定区分、きょうだいの状況等によって小山町が設定した階層区分に応じて決定します。また、父母以外の扶養義務者（祖父母等）が家計の主宰者である場合には、その方の税額も合算して算定します。
- ② 保育料の算定の基礎となる市町村民税所得割額は、9月で切り替わります。4月分から8月分までは前年度の税額、9月分から3月分までは当年度の税額で決まります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市町村民税額に基づく保育料						当年度の市町村民税額に基づく保育料					

(2) 納付方法

口座振替または納付書により、**納期限内に納付**してください。対象の金融機関に口座振替依頼書があります。入園が決定後に直接金融機関で手続きをお願いします。

※私立こども園は、小山町が算定決定した保育料を直接園に納付してください。

口座振替の場合

【口座振替のできる金融機関】

スルガ銀行 ・ 静岡銀行 ・ 御殿場農業協同組合 ・ 沼津信用金庫 ・ ゆうちょ銀行

【口座振替日について】

毎月末日（休業日の時は翌営業日） ※12月と3月は **25日**となります。

【口座振替手続きについて】

「小山町口座振替依頼書」に必要事項を御記入・押印の上、「口座振替のできる金融機関」の窓口で手続きをしてください。納入義務者欄には保護者を記入してください。

用紙は、町内の金融機関及びこども育成課にあります。

納付書の場合 ※口座振替ができない事情がある場合は、納付書にて納付が可能です。

(3) 多子軽減制度

利用者負担額が、年齢制限なく、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

※保育料徴収基準額表は変更する場合があります。
 ※保育料以外に教材費・用品代等が別途かかります。

(4) 令和4年度保育料徴収基準額表
 小山町認定こども園(0~2歳児クラス)

国階層	町階層	支給認定保護者の区分	保育料(月額)	
			3歳未満児	
			保育標準時間	保育短時間
1	1	生活保護世帯	0	0
2	2	要保護者等のいる世帯	0	0
		市町村民税非課税世帯	0	0
3	3	要保護者等のいる世帯	6,000	6,000
		48,600円未満	11,000	10,900
4	4	要保護者等のいる世帯	6,000	6,000
		77,100円未満	16,500	16,300
	5	要保護者等のいる世帯	7,000	7,000
		97,000円未満	19,000	18,700
5	6	121,000円未満	26,000	25,700
	7	145,000円未満	29,700	29,300
	8	169,000円未満	33,000	32,600
6	9	213,000円未満	38,000	37,500
	10	257,000円未満	41,600	41,000
	11	301,000円未満	43,000	42,400
7	12	397,000円未満	48,000	47,300
8	13	397,000円以上	54,000	53,100

★★納め忘れのないよう、口座振替での納付をお願いします★★

10 子どもの1日の活動内容(公立)

	0． 1． 2歳児			3． 4． 5歳児		
	3号認定			2号認定		
時間	0歳児	1・2歳児	保育短時間	教育標準時間	保育短時間	保育標準時間
	保育標準時間					
7：00	保育開始 異年齢保育	保育開始 異年齢保育	(早朝預かり)	保育開始 異年齢保育	(早朝預かり)	保育開始 異年齢保育
8:30	クラス移動	クラス移動	登園	クラス移動	登園	クラス移動
9：00	クラス別保育 遊び	クラス別保育 遊び	クラス別 保育・活動 遊び等 ↓	クラス別 保育・活動 遊び等 ↓	クラス別保育・活動 遊び等 ↓	
10：00	おやつ おむつ替え等	おやつ 手洗い等				
10：30	遊び	遊び・散歩 等				
11：00	授乳・給食	給食				
11：30						
12：30	午睡 ↓	午睡 ↓	午睡 ↓	準備 給食 振り返り ↓ 遊び 降園準備 降園 預かり保育 ↓	準備・給食・かたづけ 1日の振り返り	
13：30					午睡 ↓	
14：00						
14：30						
15：00						
16：00	異年齢保育	異年齢保育	異年齢児保育	↓	異年齢保育	
16：30	↓	↓	降園		降園	↓
18：00	延長保育 開始	延長保育 開始				延長保育 開始
19：00	閉園	閉園	閉園	閉園	閉園	閉園

※行事等により活動内容は変更になります。また、するがおやまこども園の園児は、保育の途中で園舎の移動をする場合もあります。



11 こども園一覧



施設名 小山町立するがおやまこども園

第1園舎(0～2歳児クラス) 住所：生土132-1 TEL：76-0423

第2園舎(3～5歳児クラス) 住所：小山289-1 TEL：76-0479

認可 令和2年4月1日 幼保連携型認定こども園

利用定員

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1号				6人	6人	18人	30人
2・3号	5人	14人	19人	16人	16人	20人	90人

開所時間

区分	開所時間	特別な保育
保育標準時間	平日・土曜 7:00～18:00	延長保育（平日のみ） 18:00～19:00
保育短時間	平日・土曜 8:30～16:30	延長保育（平日のみ） 7:00～8:30 16:30～19:00
教育標準時間	平日 8:30～14:30	預かり保育（平日のみ・長期休暇時実施なし） 7:00～8:30 14:30～16:30

その他 一時的預かり保育・子育て支援事業

施設名 小山町立すがぬまこども園

住所：菅沼274-2 TEL：76-0429

認可 令和2年4月1日 幼保連携型認定こども園

利用定員

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1号				10人	12人	12人	34人
2・3号	9人	12人	24人	30人	38人	38人	151人

開所時間

区分	開所時間	特別な保育
保育標準時間	平日・土曜 7:00～18:00	延長保育（平日のみ） 18:00～19:00
保育短時間	平日・土曜 8:30～16:30	延長保育（平日のみ） 7:00～8:30 16:30～19:00
教育標準時間	平日 8:30～14:30	預かり保育（平日のみ・長期休暇時実施なし） 7:00～8:30 14:30～16:30

その他 一時的預かり保育・子育て支援事業



施設名 小山町立きたごうこども園

住所：用沢 207-1 TEL：78-0504

認可 平成 26 年 4 月 1 日 幼保連携型認定こども園

利用定員

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
1 号				33 人	33 人	34 人	100 人
2・3 号	9 人	24 人	30 人	24 人	24 人	24 人	135 人



開所時間

区分	開所時間	特別な保育
保育標準時間	平日・土曜 7:00～18:00	延長保育（平日のみ） 18:00～19:00
保育短時間	平日・土曜 8:30～16:30	延長保育（平日のみ） 7:00～8:30 16:30～19:00
教育標準時間	平日 8:30～14:30	預かり保育（平日のみ・長期休暇時実施なし） 7:00～8:30 14:30～16:30

その他

一時的預かり保育・子育て支援事業

施設名 小山町立すばしりこども園

第 1 園舎(0～2 歳児クラス) 住所：須走 153 TEL：75-2720

第 2 園舎(3～5 歳児クラス) 住所：須走 83 TEL：75-2710

認可 令和 2 年 4 月 1 日 幼保連携型認定こども園

利用定員

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
1 号				24 人	24 人	36 人	84 人
2・3 号	7 人	15 人	20 人	24 人	24 人	36 人	126 人

開所時間

区分	開所時間	特別な保育
保育標準時間	平日・土曜 7:00～18:00	延長保育（平日のみ） 18:00～19:00
保育短時間	平日・土曜 8:30～16:30	延長保育（平日のみ） 7:00～8:30 16:30～19:00
教育標準時間	平日 8:30～14:30	預かり保育（平日のみ・長期休暇時実施なし） 7:00～8:30 14:30～16:30

その他

一時的預かり保育・子育て支援事業



施設名 私立菜の花こども園

住所：竹之下 570-1 TEL：76-6622

認可 平成 28 年 4 月 1 日 保育所型認定こども園

利用定員

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
1 号				3 人	3 人	3 人	9 人
2・3 号	12 人	12 人	12 人	15 人	15 人	15 人	81 人



開所時間

区分	開所時間	特別な保育
保育標準時間	平日・土曜 7:00～18:00 日曜・祝日 7:30～17:30	延長保育（休日実施なし） 18:00～19:00
保育短時間	平日 8:30～16:30 土曜 8:30～16:30 日曜・祝日 7:30～17:30	延長保育（休日実施なし） 7:00～8:30 16:30～19:00
教育標準時間	平日 9:00～15:00	預かり保育 7:00～8:30 15:00～19:00

その他 病後児保育・休日保育・一時的預かり保育・子育て支援事業

施設名 私立みらいこども園

住所：上野 1024-5 TEL：76-2323

認可 令和 2 年 4 月 1 日 保育所型認定こども園

利用定員

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
1 号				3 人	3 人	3 人	9 人
2・3 号	12 人	12 人	12 人	15 人	15 人	15 人	81 人

開所時間

区分	開所時間	特別な保育
保育標準時間	平日・土曜 7:00～18:00 日曜・祝日 7:30～17:30	延長保育（休日実施なし） 18:00～19:00
保育短時間	平日 8:30～16:30 土曜 8:30～16:30 日曜・祝日 7:30～17:30	延長保育（休日実施なし） 7:00～8:30 16:30～19:00
教育標準時間	平日 9:00～15:00	預かり保育 7:00～9:00 15:00～18:00

その他 病後児保育・休日保育・一時的預かり保育・子育て支援事業



12 特別な保育の利用について

預かり保育は、在籍するこども園（1号）での利用となります。

園 名	公立こども園
時 間	午前 7 時から午前 8 時 30 分まで 午後 2 時 30 分から午後 4 時 30 分まで（月曜日～金曜日のうち週 3 日まで）
利用金額	1 回 1 人 30 分毎 100 円
申 込 み	こども園に直接お申込みください。

園 名	私立こども園
時 間	午前 7 時から午前 8 時 30 分まで 午後 3 時から午後 7 時 00 分まで
利用金額	1 回 1 人 30 分毎 100 円
申 込 み	こども園に直接お申込みください。

延長保育は、在籍するこども園（2号・3号）での利用となります。

園 名	公立こども園		
延長時間	保育標準時間認定	保育短時間認定	
	午後 6 時 00 分から 午後 7 時 00 分まで	午前 7 時 00 分から 午前 8 時 30 分まで	午後 4 時 30 分から 午後 7 時 00 分まで
	月曜日～金曜日	月曜日～金曜日	月曜日～金曜日
	※ 必ず延長保育時間が終了するまでに迎えに来てください。		
利用金額	1 人 1 回 30 分毎 100 円 ※ 1 回 30 分未満は 30 分とみなす。		
申 込 み	こども園に直接にお申込みください。		

園 名	私立こども園			
延長時間	保育標準時間認定	保育短時間認定		
	午後 6 時 00 分から 午後 7 時 00 分まで	午前 7 時 00 分から 午前 8 時 30 分まで	午後 4 時 30 分から 午後 6 時 00 分まで	午後 6 時 00 分から 午後 7 時 00 分まで
	月曜日～土曜日 （※休日は延長保育 なし）	月曜日～土曜日 （※休日は午前 7 時 30 分から）	月曜日～土曜日 （※休日は午後 5 時 30 分まで）	月曜日～土曜日 （※休日は延長保育 なし）
	※ 必ず延長保育時間が終了するまでに迎えに来てください。			
利用金額	1 回 200 円 （おやつ代含む）	1 回 100 円	1 回 100 円	1 回 200 円 （おやつ代含む）
申 込 み	朝の延長は前日まで、土曜は前月 20 日までにお申込みください。			

13 一時的保育の利用について

一時的保育は、生後3ヵ月から就学前のこども園等に入所していない乳幼児が対象です。

1号認定児の夏休み期間中等は預かり保育は実施していないため、一時的保育の利用となります。

利用対象児童	① 保護者の継続的または短時間就労（週3日以内 月15日以内） ② 保護者の傷病等による緊急時（原則として連続5日以内） ③ その他、保護者の私的な理由によるもの（原則として連続5日以内）
--------	--

実施保育園名	公立こども園
利用可能な日	平日のみ。※土日祝は利用できません。 （また、園の行事等により利用できない日があります。）
利用時間	午前9時～午後4時
利用金額	<3歳未満児> 30分毎に200円 <3歳以上児> 30分毎に100円 ※給食が必要な場合、別途200円がかかります。
申込み方法	利用を希望するこども園へ事前にお申込みください。

実施保育園名	私立こども園
利用可能な日	月曜日から日曜日・祝日
利用時間	午前8時30分～午後5時
利用金額	<3歳未満児> 1日1,600円 <3歳以上児> 1日900円 <日曜日・祝日は、全歳児> 1日2,000円 ※いずれも昼食・おやつ代含む
申込み方法	菜の花こども園へ事前（前月20日まで）にお申込みください。 みらいこども園へ事前（前月15日まで）にお申し込みください。

14 病児・病後児保育について

私立 菜の花こども園では、病後児保育を行っています。

私立 みらいこども園では、病児・病後児保育を行っています。

- (1) 対象年齢 生後6ヵ月から就学前まで
- (2) 利用時間 月曜日から金曜日 午前8時から午後5時まで
- (3) 利用料 1日2,000円（ただし、在園児は無料）お弁当を持参できない場合は別途必要
※詳しくは、園にお問い合わせください。

15 地域子育て支援

【町立 子育て支援センター きんたろうひろば】

活動内容

町立子育て支援センターでは、子どもたちが安心して遊ぶことのできる場所、お母さんたちの情報交換の場所を提供しています。子育て支援専用の施設のため、広い室内で楽しく過ごしたり、外の遊具で遊ぶこともできます。また、ペンギんランド（こども園開放日）では、こども園の遊戯室・園庭を月1～2日開放してイベントを実施しています。

利用時間

きんたろうひろば：月曜日から土曜日

午前9時～午後4時30分まで

（午後0時～午後1時まではくまカフェのみ利用できます。）

行事予定

子育て講座やイベントを定期的 to開催しています。

お気軽にご利用ください。



【私立 菜の花こども園 地域子育て支援センター（なのはなパーク）】

活動内容

地域の子どもたちの健やかな成長を目指した子育て支援事業として、子どもたちが安心して遊べる場所、お母さんたちの情報交換の場を提供しています。親子クラブ、子育て講座、発育測定、子育て相談等の活動を行っています。

行事予定

なのはなパークでは、月に1～2回、保育士が遊びを企画してお待ちしています。

菜の花こども園 HP でスケジュール等を案内しています。

【私立 みらいこども園 地域子育て支援センター（みらいランド）】

活動内容

みらいランドは、皆さんと一緒に子育てを考え、子どもの健やかな成長をお手伝いいたします。

毎日絵本の読み聞かせ、リトミック、英語で遊ぼう、子育て講座、離乳食講座、健康講座、身体測定等多くの行事を担当保育士が計画しております。

行事予定

みらいランドだよりを毎月発行しておりますので予定を確認してください。

※ 毎月15日発行「おやま子育て通信」をご覧ください。子育て支援センター、こども育成課（役場本庁2階）、健康増進課（健康福祉会館）、総合文化会館にあります。

※ 小山町ホームページにも掲載していますので、ぜひご覧ください。

※ 新型コロナウイルスの影響により利用できない場合があります。詳しくは各施設にお問い合わせください。

16 ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターとは、「子育てを応援したい!」「手伝ってあげたい!」という人たちが、「子育てを手伝って欲しい」という人たちの子どもを一時的に有料でお預かりするシステムです。

御殿場市または小山町に居住している方が対象で、お預かりするのは原則生後3ヵ月の乳児から小学校6年生までのお子様です。

委託会員、子育てサポーターともに会員登録が必要です。(入会金および年会費無料)

会員(委託会員)になるには

ごてんば・おやまファミリー・サポート・センター事務局で会員登録が必要です。

＜登録に必要なもの＞

申請者(保護者)の写真2枚(3cm×2.4cm)、印鑑、お子様の保険証、診察券

会員(子育てサポーター)になるには

養成講座を受講することが必要です。(年2回実施)

利用するには

委託会員登録後、ごてんば・おやまファミリー・サポート・センターに電話をしてください。

サポート内容を確認し、センターより子育てサポーターを紹介されます。その後、利用日より前に顔合わせがあります。

利用料金

平日(月～金曜日)		
早朝(6:00～7:00)	1時間あたり	600円
昼間(7:00～19:00)	1時間あたり	500円
夜間(19:00～21:00)	1時間あたり	600円
土曜日・日曜日・祝日	1時間あたり	600円
軽度の病気などの場合	1時間あたり	600円



※ その他(ガソリン代、食事代など)実費がかかります。

※ 病児の預かり、深夜(21時以降)及び宿泊を伴う援助はできません。

《問い合わせ・申込み》

ごてんば・おやまファミリー・サポート・センター

〒412-0042 御殿場市萩原 988-1 (御殿場市子ども家庭センター内) Tel.0550-88-5200

受付: 月曜日から金曜日午前8時30分から午後5時まで(第1月曜日・土日祝祭日はお休み)

17 幼児教育・保育無償化について

対象になる方は、下記のとおりです。また、こども園の1号認定児の預かり保育無償化については保育の必要性の認定がある方のみが無償化の対象となります。（基本的な考えとして、2号認定を希望する保育の必要性のある方が、申し込みをしたが、定員超過等により2号認定に入園することができなく、1号認定のままの場合、預かり保育を無償化の対象とすることが出来ます。）子育てのための施設等利用給付認定申請を希望する方はこども育成課に御連絡下さい。

	対象者		保育料	給食費 (副食費)	一時 預かり	預かり 保育	延長 保育	他認可外 施設等利用
0～2 歳児 クラス	住民税非課税世帯		無償	保育料に 含まれる	無償化の対象外 (夏休みも含みます。)		無償化の対象外	無償化の対象外
	上記以外の世帯		現行通り	保育料に 含まれる				
3～5 歳児 クラス	2号認定児	町民	無償	小山町費負担による無償（公立）				
		町民以外		月 4,500 円を園に支払い				
	1号認定児	町民		小山町費負担による無償（公立）		※施設等利用給付認定により新2号の場合は無償化の対象		

※菜の花こども園・みらいこども園在園(町民)の副食費については上記と異なります。

3～5 歳児クラス 2号認定児（町民）：月 4,500 円×12 カ月の補助

3～5 歳児クラス 1号認定児（町民）：月 3,800 円×11 カ月の補助

※町外の施設を利用される方・町民以外の方については、給食費(副食費)補助は実施しておりません。

※待機児童等で施設を利用していない方については「子育てのための施設等利用給付認定」に

より、一時預かりやファミリー・サポート・センターの利用料が無償となる場合があります。

こども育成課にお問い合わせください。

※未移行幼稚園在園や企業主導型保育事業利用者など個別の事案については御相談ください。

未移行幼稚園在園者に対する入園料や授業料の償還のためには事前に認定申請をする必要があります。

●子育てのための施設等利用給付認定について

	子育てのための 施設等利用給付認定区分	提出書類	備考
新1号認定 子ども	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、新2号子ども・新3号子ども以外のもの	①子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第1号)	預かり保育は無償化の対象外
新2号認定 子ども	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前の子どもであって、 家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	①子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第2号・3号) ②添付書類 ③保育所等利用申し込み等不実施に係る理由書(長時間保育を申込せず、短時間を利用して、家庭において必要な保育を受けることが困難な人のみ提出)	※保育の必要性は、長時間児と同様の証明が必要となります。就労要件月64時間以上等。(同居の65歳未満家族も含みます。)
新3号認定 子ども	満3歳に達する日以後最初の3月31日までにあるもの小学校就学前の子どもであって、家庭において 必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの		

●預かり保育料等請求について

小山町は償還払い方法となります。

利用施設に預かり保育料をお支払いください。

後日、請求書・領収書等をこども育成課に御提出いただき口座振込をさせていただきます。

詳しい請求方法については、新2号・新3号認定子どもとなられた方へ御案内いたします。